

## 栃木県スキー連盟業務運営要項

### 1 目的

本連盟規約第 17 条 3項に基づき、本連盟及び所属団体等の業務を円滑に執行するため、本要項を定める。

### 2 専門部及び委員会

本連盟規約第 34 条及び第 35 条に基づき、理事会は、次の各本部及び委員会の業務を分担する。

- (1) 総務本部
- (2) 競技本部
- (3) 教育本部
- (4) 直轄委員会

### 3 本部長、委員長、副本部長、副委員長、部員

前項の各本部の本部長、副本部長、部員は理事会に諮り会長が委嘱する。

### 4 本部及び委員会の業務の執行

本部及び委員会は本部長を中心にそれぞれ担当する業務の執行に当たる。業務の執行に当たっては、原則として次による。

- (1) 計画立案及び予算資料の作成
- (2) 計画に基づく準備と実行
- (3) 業務執行の結果報告及び科目決算 (行事終了後 10日以内)
- (4) 所属団体等に対する指導、連絡、報告等
- (5) 上部団体等に対する報告等
- (6) その他

### 5 総務本部の業務

総務本部は、次の事項を担当する。

- (1) 会議運営 (準備と結果整理を含む)に関する事項
- (2) 財産の管理に関する事項
- (3) 規約ならびに規程等に関する事項
- (4) 所属団体に関する事項
- (5) 事務局運営に関する事項
- (6) 上部団体に関する事項
- (7) 県連刊行物の発行に関する事項
- (8) 予算、決算に関する事項
- (9) 予算の調整に関する事項
- (10) 特別会計に関する事項
- (11) 登録に関する事項 (会員登録、有資格者登録)

(12) 傷害保険等の管理に関する事項

(13) 他本部に属せざる事項

## 6 競技本部の業務

競技本部は、次の事項を担当する。

(1) 競技スキー関係の事務処理に関する事項

(2) 各所属団体との強化に関する連携

(3) 本連盟が主催する各種競技会の実施に関する事項

(4) 他団体が主催する各種競技会への参加に関する事項

(5) 選手強化事業の実施に関する事項

(6) 児童生徒のスキー活動に関する事項

(7) 本部の庶務企画に関する事項

(8) その他競技スキーの発展並びに強化に関する事項

## 7 教育本部の業務

教育本部は、次の事項を担当する。

(1) スキー指導員の育成並びに強化に関する事項

(2) スキーの指導、講習、検定に関する事項

(3) S.A J指導員研修会に関する事項

(4) 技術員選出に関する事

(5) 有資格者の確認に関する事項

(6) 傷害防止に関する調査、資料収集、広報に関する事項

(7) 傷害対策救急法講習に関する事項

(8) 公認パトロールに関する事項

(9) 本部の庶務企画に関する事項

(10) その他教育本部に関する事項

## 8 直轄委員会の業務

直轄委員会は、次の事業委員会を所管し総括する。

(1) 学校スノースポーツ委員会

(2) スノーボード委員会

(3) スキースクール委員会

(4) 小・中学生育成委員会

## 9 事務局

本連盟は、事務局を次の場所に設置する。

宇都宮市埴田 1丁目 3番 15号

郵便番号 320-0027 電話 (028) 622-3571 FAX (028) 627-6460

## 10 事務局の業務

本連盟規約第 36 条に基づき、事務局は、次のことを行う

(1) 文書、簿冊の整理、保管

- (2)財産の維持保管
- (3)会議招集状の起案
- (4)会議場の確保と準備
- (5)議案の送付
- (6)会議出席者のチェックとこれに対する交通費等の支払い
- (7)到着文書の点検と必要な連絡
- (8)必要な文書等の発送
- (9)所属団体負担金、会員登録料、有資格者登録料、検定料、参加料、広告料、バッチ代、公認料等の受納
- (10)金銭出納簿の記帳
- (11)事務局員の給与、手当での支払い
- (12)その他事務局に関すること

#### 11 細則等

本要項に関する細則または内規については、別にこれを定める。

#### 12 要項の改廃

この要項の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

この要項は、昭和49年7月6日から施行する。

平成8年11月16日一部改正

平成16年10月30日一部改正

平成18年10月28日一部改正